手続きフローチャート図

このフローチャートは参考例です。支給要件に該当するか否かは、請求書等を審査した上で決定します。

※１　支給要件児童とは、現在または過去に南知多町で児童手当の受給対象であった高校生年代までの児童です。

・高校生年代・・・平成１８年４月２日～平成２１年４月１日までに生まれた方

・大学生年代・・・平成１４年４月２日～平成１８年４月１日までに生まれた方
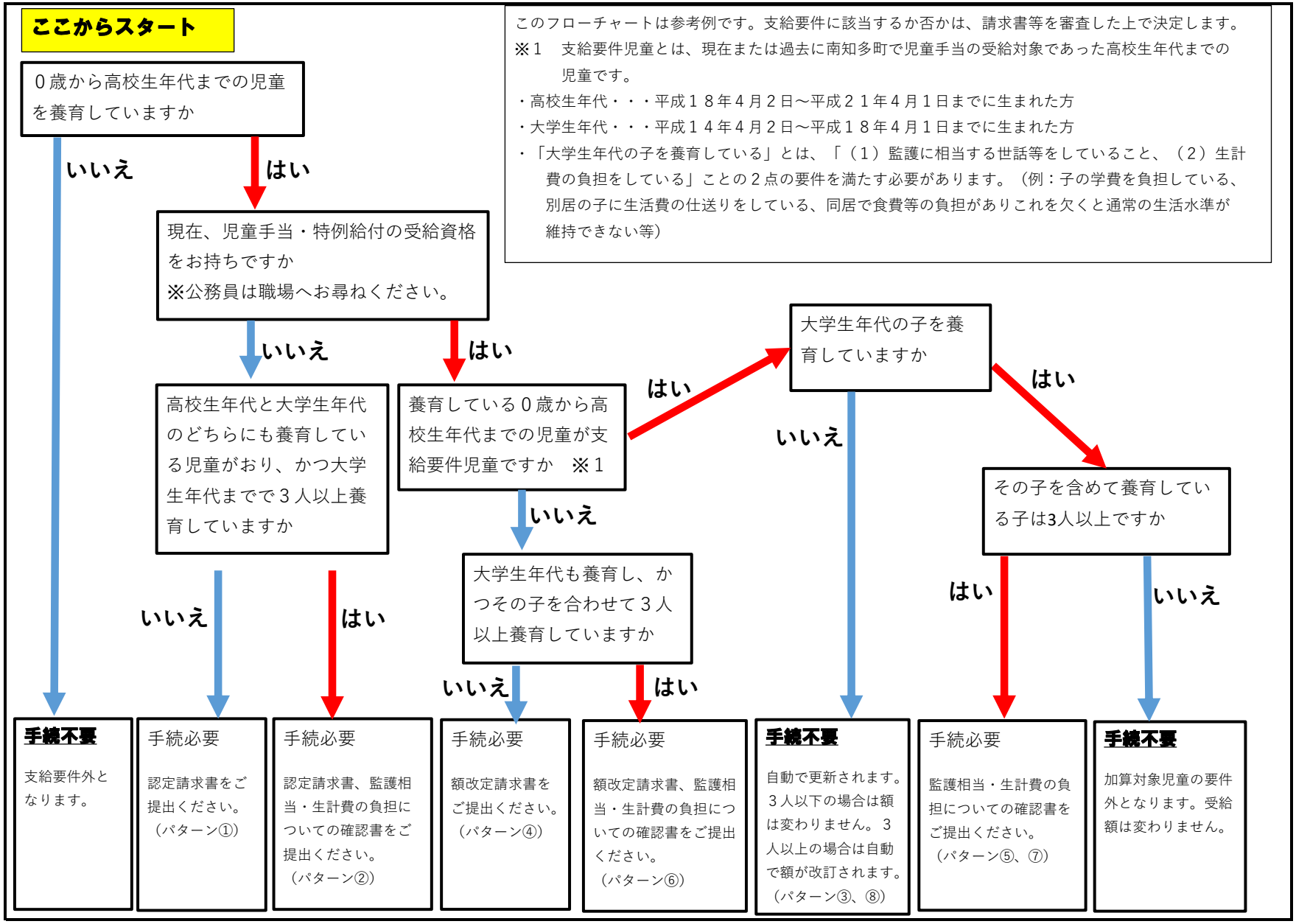
・「大学生年代の子を養育している」とは、「（１）監護に相当する世話等をしていること、（２）生計費の負担をしている」ことの２点の要件を満たす必要があります。（例：子の学費を負担している、別居の子に生活費の仕送りをしている、同居で食費等の負担がありこれを欠くと通常の生活水準が維持できない等）